職業会計士としての監査人の価値判断

加　藤　正　浩

キーワード
財務諸表監査
監査人
価値判断
職業会計士
職業倫理

はじめに

アメリカ企業の法規を悪用した大型粉飾決算事件の結果，財務諸表開示に対する法規による規制には限界があることが明らかとなり，規則の文言よりも規制上の原則が遵守されているかどうか，監査の現場の監査人に判断を委ねる必要性に対する認識が高まった。法規による規制を重視する仕組が規則主義アプローチ（rules-based approach）といわれるのに対して，法規の根底に存在する原則を重視する仕組は原則主義アプローチ（principles-based approach）といわれ，それらについては，監査論においてもさまざまな議論が行われている。だが，その本質を十分に分析したものは，まだないように思われる。

本質的には，価値判断を監査の現場から排除して会計法規設定の場に移す方法をとるのが規則主義アプローチで，価値判断の多くを監査の現場の監査人に委ねようとするのが原則主義アプローチである。イギリスやヨーロッパ，またアメリカでは，規則主義アプローチから原則主義アプローチへの移行が進められてきている。実質的判断の導入ということが行われているわが国においても，制度は原則主義アプローチへ移行しつつあると考えられる。規則主義アプローチ，原則主義アプローチの本質に対する筆者の認識が正しいとすれば，監査人の判断，とりわけ価値判断というものが監査の現場で重要になってくることは不可避であり，価値判断の手続の理論的な研究は，これまで以上に重要性を増してきているといえる。

人間の行う判断のなかには，事実命題を対象とする事実判断もあれば，価値命題を対象とする価値判断もある。価値判断を排除して事実判断だけで過ごすなどということは，ほとんど不可能である。当然，監査を行う監査人の判断にも事実判断と価値判断とがある。財務諸表監査においても，価値判断をいっさい排除して事実判断だけで目的を達成しようとするのは不可能だということは，想像に難くない。ところが，これまでの監査論は監査人の事実判断だけに焦点をしぼり，論理学や統計学の方法論を応用して理論の精緻化を進めてきた。監査人の価値判断の研究は回避されたり，排除されたりしてきているのである。

監査論が進歩してきたのにもかかわらず，現実には，信頼性のジェネレータという役割を担っているはずの監査が，監査不信という不名誉な社会的評価を甘受しなければならない状況に追いこまれている。価値判断に関する理論的規範が欠如するために，監査人が適切な判断をすることができないでいるということが一因，しかも大きな一因となっているように思う。監査人の価値判断の手続に理論的な規範をもたらし，監査人が総合的に適切な判断を行うことができるようになれば，監査不信という不名誉な

社会的評価は，払しょくすることができるのではないかと考える。

財務諸表監査の事実判断の側面の理論的研究には論理学や統計学が応用されてきた。価値判断の側面の理論的研究のためには，倫理学の応用が必要である。近年，発達してきた応用倫理学の方法を監査論に導入すれば，監査人の価値判断に関する理論的規範をもたらすことができる。ただし，倫理という概念を監査論においてもちだそうとすると，監査人にとって倫理的であるとは倫理規則に従うことであるという先入観を払しょくすることと，価値観や価値的判断基準は絶対的ではなく相対的なものであり，価値観や判断基準を見直すのが倫理であるということを説くことの２つの作業をあらかじめ行わなければならない。

1　原則主義アプローチと監査人の判断

(1)　財務諸表監査における原則主義アプローチの必要性の認識

アメリカでは，会計に関する法規は他の国にくらべて量的に著しく多いが，2001年のエンロン事件後，財務諸表の作成にあたって法規が文言どおり遵守されていても，実態について真実の報告が行われないこと，むしろ多い法規が不正を行う手段をもたらしていることが問題視されるようになった。そのためアメリカ財務会計基準審議会（FASB）は，2002年に“Proposal: Principles-based Approach to U.S. Standard Setting”（『諮問書—アメリカ基準設定に対する原則主義アプローチの導入—』）を公表し，会計規制における原則主義アプローチの採用の検討を開始した[1)]。原則主義アプローチによる会計法規の規制が財務諸表の質と情報公開の透明性を向上させるかどうかについて，検討したのである。

FASBの諮問書には，原則主義アプローチの導入の必要性の背景について，つぎのように書かれている[2)]。

> 最近，アメリカの財務会計，財務報告の質や透明性について懸念が高まっている。主な懸念は，会計基準が，概念フレームワークに基づいてはいても，ますます詳細で複雑なものになっていくことに対するものである。多く主張されるのは，その結果として，職業会計士が最新の会計基準に対する知識を維持していくことが困難であり，会計基準を適用するのが困難で，またコスト高であるということである。さらに，規則主導型の適用指針による規制が行われている結果，会計基準があまりに詳細かつ複雑なものであるために，財務報告や財務会計によって規則に「かこつけて」取引が仕立てあげられ，会計基準の目的や精神が回避されているということも，多く主張されている。

とくに問題となっているのは，①会計基準における原則に対する例外の規定の存在と，②多量の解釈指針，適用指針の存在である。これらは，基本的に財務会計，財務報告の意思決定有用性を担保するための比較可能性，目的適合性，信頼性の達成を目的として設けられているものである。しかしながら，むしろそれらが悪用されて，目的適合性や信頼性が損なわれている。そこで，原則だけを示し，例外規定や解釈指針，適用指針をなくし，目的適合性や信頼性を満足させることが必要だという認識に達したのである。

現実的には，アメリカでは財務諸表の比較可能性を建前に規制を厳重にして粉飾を防止しようとする意図がある。原則を原則としてそのままにしておくと，例外を任意に設けて粉飾が行われるようになる。あるいは恣意的な適用や解釈によって，粉飾が行われることにもなる。だから，原則の例外も厳しく規制し，適用や解釈にも恣意性が介入しないように制限するのである。そのため，アメリカ証券取引委員会

1)　Financial Accounting Standards Board, *Proposal: Principles-based Approach to U.S. Standard Setting*, October 21, 2002.

2)　*Ibid.*, p.2.

(SEC) は原則主義アプローチを受け入れようとはせず，目的指向主義 (objectives-oriented basis) を標榜している[3]。しかしながら，規則だけをもって規制を行おうとすれば，規則の網の目をかいくぐって恣意的な財務会計，財務報告を行うことを誘発してしまうということは，当然のことである。いくら規則を整えようとも，監査の現場の監査人に規制上の判断を委ねるということが必要になる。

(2) 原則主義アプローチと監査人の判断の重視

原則主義アプローチについては，必要性は頻繁に主張されるものの，その定義については確固としたものが存在するわけではない。原則主義アプローチの発祥地として目されているのはイギリスだが，イギリスでも，世界的に原則主義アプローチが注目を集めるなか，その効用が再認識され，イギリス金融庁 (Financial Services Authority) も原則主義規制を促進しようという運動をはじめ，"Principles-based Regulation: Focusing on the Outcomes that Matter" (『原則主義規制—結果に焦点をあてる—』) を公表した。そのなかで原則主義規制をつぎのように定義している[4]。

> 原則主義規制とは，原則の順守に重きをおき，結果に焦点をあて，達成するべき規制上の目的を達成する手段として高位の規則をおき，詳細な規則にあまり依拠しない規制方法である。

原則主義アプローチについては，むしろFASBの議長，ロバート・H・ハーツ (Robert H. Herz) のつぎの発言が，その本質を説明している[5]。

> (原則主義アプローチは) 作成者，監査人，監査委員会に，職業的専門家としての判断 (professional judgment) を働かせようとさせるものであり，すべての規則の適用に関して恣意的な答え，恣意的な規則の解釈を強要されることに抵抗しようとさせるものであり，財務会計や財務報告をよいコミュニケーションの手段であり，単なる遵守の対象ではないと見ようとさせるものである。

原則主義アプローチと規則主義アプローチは，一般的に規制のために設けられる規則の多寡で区別されがちであるが，本質的には，監査人の判断を監査の現場において重視するかどうかで区別するべきものである。原則主義アプローチには，規則をおかずに原則だけ示して，その原則が遵守されているかどうかを監査人に判断させる場合と，規則もおいて，その遵守において規則の目的がきちんと果たされているかどうかを監査人に判断させる場合とがある。いずれの場合でも，監査人が適切な判断を行いうるかどうかが規制の成否を握っている。

なお，原則主義アプローチによって監査人の判断が重視されるのにともない，監査人に関する規制というものが重要となってくる。イギリスのイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) によって公表された報告書，"Principles-based Auditing Standards" (『原則主義監査基準』) では，原則主義監査基準は，その基準を適用するにあたって判断を行う監査人が職業的専門家としての万全性 (integrity) を発揮してのみ機能すると指摘されている[6]。

---

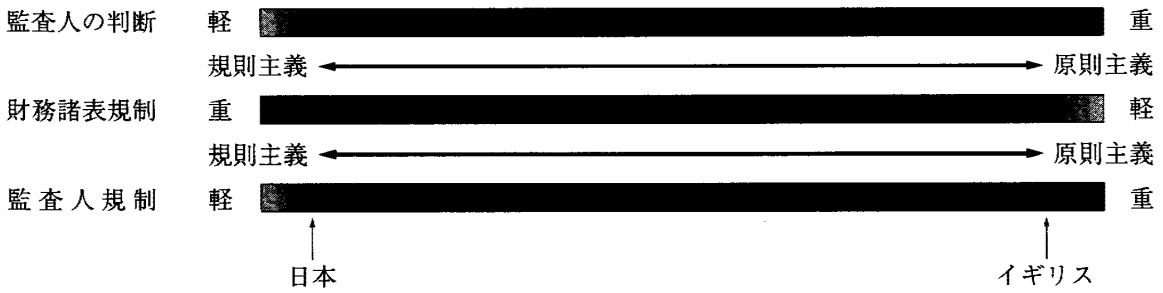
3) U.S. Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System,* July 25, 2003, [http://www. sec.gov/news /studies/ principlesbased-stand.htm].

4) Financial Services Authority, *Principles-based Regulation: Focusing on the Outcomes that Matter,* April 2007, p.6.

5) 'FASB issues proposal for a principles-based approach. (News)', *The Accountant,* November 2002 p.5.

6) Audit and Assurance Faculty, *Fundamentals-Principles-based Auditing Standards,* Institute ↗

図1　原則主義と規則主義の相違①　—監査人の判断重視・財務諸表規制・監査人規制の軽重の違い—



原則主義アプローチでは，監査人の判断の適切性の確保を行う必要があることから，財務諸表規制にかかわる規則は規則主義アプローチにくらべて重みを失う一方で，監査人規制にかかわる規則は重みを増してくる。

制度というものは，効果の安定性ということが要求される。1つの制度からは，いつでも，どこでも，だれでも同じ効果が得られなければならない。原則主義アプローチでは財務諸表の規制という側面において具体的妥当性が優先されて制度的安定性の確保が犠牲となるのであるから，それとトレードオフの関係で，判断者としての監査人の規制という側面において制度的安定性が確保されなければならない。そのため，原則主義アプローチを採用するイギリスでは，会社法と職業会計士協会の自主規制の双方から，監査人の規制が厳重に行われているのである。

2　監査人と倫理

(1)　監査人と倫理規則

監査人と倫理というとき，倫理として想定されるのは，一般的に，倫理規則である。それでは，倫理規則を満たして行動，判断していれば，監査人は倫理的であるとか，職業倫理を満たしているということができるのだろうか。倫理規則は監査人の倫理性をはかる基準のすべてだと考えることができるのだろうか。

このことに解答を得るためには，そもそも倫理規則とはなにかについて考えなければならない。倫理規則とはなにかを考えるためには，さらに職業的専門家（profession）とはなにかについて考えなければならない。なぜなら，倫理規則は，職業的専門家が職業的専門家であるために，存在すること，遵守されることが要求されるものだからである。

職業的専門家であるということは，一般的に，①国から特定の業務を行うことの免許が与えられている，②業務基準や行動規則（すなわち価値観や判断基準）を公表し，違反者に対しては懲戒処分を行う同業者の団体に所属している，③社会の他の構成員が共有することのできない高度に発達した知識や技能を有している，④業務全般に関し自己決定権（autonomy）を有している（なお，その業務は専門的であるために社会の他の構成員は管理の仕方を知らない），⑤他人の要請に応じて業務を提供することを公約していて，その結果，その職業にない者が負うことのない特別な責任と義務を負っているということを要件とする[7]。

職業的専門家の集団は，自治権を認められ，その自治の一環として倫理規則を設けている。職業的専門家に自治権が認められるのにはつぎの理由がある[8]。職業的専門家が修得している知識，技能は社会にとって有用でありながら，

↘of Chartered Accountants in England and Wales, July 2006, p.5.

7)　Daryl Koehn, *The Ground of Professional Ethics,* Routledge, 1994, p.56.
単に専門的な生業によって収入を得ている 'professional' と本文中の5つの要件を満たす 'profession' とは異なるという考え方もある。(Richard T. De George, *Business Ethics,* Fifth Edition, Prentice Hall, 1999, pp.488-490.)

8)　Richard T. De George, *op.cit.,* p.490.

専門性が高く，素人には容易に修得することのできないものであって，それを管理するのにもっとも相応しいのは職業的専門家自身だからである。また，職業的専門家は自分たちに対して，社会が一般の人々に課しているよりも高い行為水準を課していて，職業的専門家を名乗る人々がどのように振る舞うべきか，どのような状況において懲戒や免職を行うべきかについて適切な立場にありうるのも，職業的専門家自身に他ならないからである。

ただし，倫理規則は，職業的専門家のすべての倫理的問題を網羅するものではない。倫理規則は，職業的専門家の一般的な指針にすぎない。倫理規則を満たしているということは，すべての判断が倫理的であることを保証するものではなく，単に職業的専門家として最低限の判断能力があることを示すものでしかない。

自由主義社会において，人間が自由（liberty）を有しているということは，①判断能力（対応能力・責任能力）（competence）をもつ人格であるなら，②自分の生命，身体，財産などあらゆる「自分のもの」に関して，③他者に危害を及ぼさない限りにおいて，④たとえその決定事項が当人にとって不利益をもたらすものであっても（＝愚行権の行使），⑤自己決定の権限をもっているということを意味する[9]。つまり，人間が自己決定権を行使するためには，最低限，判断能力を有しているということが必要条件となる（十分条件ではない）。

職業的専門家が職業的専門家として自己決定権を行使するためには，職業的専門家としての判断能力を有していなければならない。その必要条件である判断能力の内容を示すものが，倫理規則である。倫理規則を満たしているということによっては，すべての判断において倫理的であることが保証されるのではなく，職業的専門家として判断する身分が認められるのにすぎない。

ところで，監査の場合，倫理規則を有しているのは職業的専門家である職業会計士である。監査人に自己決定権が認められるのは，監査人が同時に倫理規則を有している職業的専門家だからである。たとえ監査人という名称が与えられていようとも，倫理規則を有した職業的専門家がその地位につくのでなければ，その監査人あるいは監査人の集団には自己決定権は認められない。

(2) 価値判断と監査人の職業倫理

監査人にとっての倫理というとき，一般的に想定されるのは倫理規則であるが，倫理規則は監査人が監査人として相応しい判断能力を有していることを判断するための一応の基準に過ぎないことは上述のとおりである。それでは，監査人が職業倫理を満たしている状態とは，どのような状態を意味するのだろうか。それは，監査人が財務諸表監査において事実判断だけでなく価値判断も適切に行い，ほとんど例外なく監査人が作成した監査報告書に社会的信頼性が期待できる状態である。

監査人の事実判断と価値判断の違いは，判断対象の違いによって生じるものではなく，問い方の違い，問う者の意識の違いによって生じるものである。いたずらに判断を事実判断としてすませるのではなく，職業的専門家としての能力を働かせて，価値判断の対象とするべきところは適切に価値判断の対象とし，さらに適切な価値認識を行って判断を行うことができてこそ，職業倫理を満たした監査人だということができるのである。

さらに，このときの価値判断というのは，倫理的判断だということができる。それは，まず，所与の価値観，判断基準だけで判断するのではなく，その価値観，判断基準が適切であるかどうかの検討をともなうからである。さらに，価値判断は「～は～べきである」という当為命題にかかわる判断だからである。これについては，論理学的に考えたり，統計学的に計算したりして結論を求めることができるものではない。倫

9) 加藤尚武著『応用倫理学入門—正しい合意形成の仕方—』晃洋書房 2001年 23頁

理学的な概念を用いて倫理的に結論を求めなければならない。

(3) 倫理と道徳

倫理と'Ethics'の意義が同じであるかどうか，道徳と'Morality'の意義が同じであるかどうか，あるいは倫理と道徳の関係が'Ethics'と'Morality'との関係と同等かどうかについては，さまざまな意見，見解があるだろう。しかし，ここではそれらについて議論することを避けて，便宜的に，'Ethics'のことを倫理（もしくは倫理学），'Morality'のことを道徳と表現することにする。つまり，本稿においては，倫理または倫理学というとき，それは英語の'Ethics'の代替的表現として，そして道徳というとき，それは英語の'Morality'の代替的表現として用いている。

応用倫理学において，道徳と倫理はつぎのように定義されている[10]。

> 道徳とは，重要性をもって正しいまたは誤っていると考えられている慣習や行動，そのような行動を統制する規則，そのような慣習や行動によって心に深く刻みこまれ，培われ，語り継がれていく価値観を指して使われる言葉である。
>
> 倫理とは，私たちの個人的な道徳的経験，社会的な道徳的経験の意味を理解しようとする，一定の方法に従って行われる試みであり，それによって，人間行為を規制するためにあるべき規則，語り継いでいくべき価値観，成長の過程で育まれるべき性格を判断することができる。

社会において道徳は慣習，しきたりに根づいている。社会や集団においては，正しいとか誤っているとか認識するための慣習があり，それによって道徳が判断され，不道徳と見なされる行動は法的に禁止され，制裁が加えられる。そして倫理は，そのような道徳の適切性を判断するための方法である。人間や社会は，一定の価値観や判断基準を潜在的に有していて，それによって行為や存在の道徳性をはかっている。その一方で，人間や社会は，その価値観や判断基準について常に懐疑的に立ち向かい，それが真にふさわしいものかどうかを確かめ続ける。それが倫理である。

したがって，道徳は「行為や存在などについて，正誤，善悪を判断するうえでの価値観や判断基準・規則（rules）」であり，絶対的なものではなく，時，場所，機会に応じて相対的なものであり，倫理は，そのような相対的な「道徳の適切性を判断するための体系的な諸原則（principles）」であるということができる[11]。

3　監査人の価値判断

(1) マウツ＆シャラフの理論

R. K. マウツ（R. K. Mautz）とフセイン・A・シャラフ（Hussein A. Sharaf）によって"The Philosophy of Auditing"（『監査理論の構造』）[12]が著されたのは1961年のことである。同書は，それまでほとんど職人技と見なされていた財務諸表監査を科学的手続として再認識し，監査の方法を理論的に精緻化，体系化して，一定の知識と技能を有した職業的専門家（すなわち勅許会計士や公認会計士など職業会計士）なら，だれでも一定の品質をもって監査を行いうることを世に知らしめた。

財務諸表監査は，一般的に，理論よりも実務の方が先行するものなので，マウツ＆シャラフ

10) Richard T. De George, *op.cit.*, pp.19-20.

11) Ronald F. Duska and Brenda Shay Duska, *Accounting Ethics,* Blackwell, 2003, p.26, Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics,* Fifth Edition, Oxford, 2001, pp.1-7.

12) R. K. Mautz and Hussein A. Sharaf, *The Philosophy of Auditing,* American Accounting Association, 1961.
R. K. マウツ・H. A. シャラフ著　関西監査研究会訳『監査理論の構造』中央経済社　1987年

がその方法を発見したわけではなく，実務で行われていたことを理論的に裏づけしたのに過ぎない。だが，そのようなことが可能になったのは，マウツ＆シャラフが哲学の世界においてはオーソドックスな考え方である，判断は事実判断と価値判断（哲学，倫理学ではもっぱら当為判断といわれる）とからなるという分類方法を，哲学には縁遠い職人技と見なされていた監査の分野において大胆に応用したからである。

財務諸表の監査を行うにあたって，監査人は「～は～である」という事実判断だけでなく，「～は～べきである」という価値判断を行わなければならない場面に多く遭遇する。監査の判断には事実判断と価値判断が混在し，そうであるがゆえに，監査人には経験が要求され，職人としての技，判断が期待されてきた。しかしながら，その一方で，企業に内部統制が整備されていることを前提として，統計的または経験的なサンプリングによって証拠資料を収集する試査という方法の監査が実務において行われていて，その理論的整合性を裏づけるためには，監査が多く事実判断から成り立っているということを前提とする必要があった。そこに気づき，人々にそこに着眼させたことに，マウツ＆シャラフの理論的貢献の根本がある。

そのようなマウツ＆シャラフの研究アプローチは，副産物として，人々に，監査人の行う価値判断にも着眼させることにもなった。マウツ＆シャラフたち自身も，監査人の行う価値判断について数ページを割いて説明している。しかしながら，残念なことに，その説明は十分でなく，理論的な精緻化，体系化に成功しているとはいい難い。

(2) 監査人の事実判断と価値判断

マウツ＆シャラフは監査判断に事実判断と価値判断があることについて，つぎのように説明している[13)]。

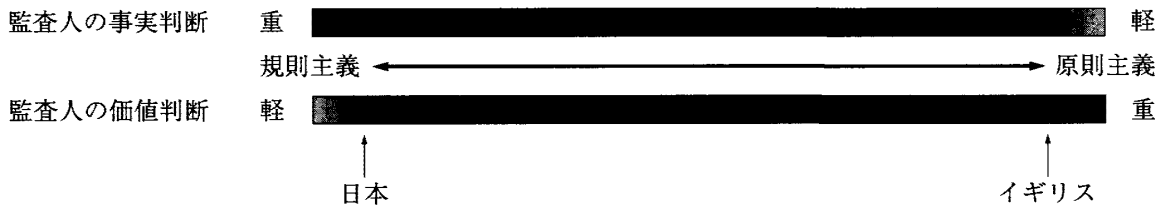
> 社会科学の研究者のように，監査人は，事実にかかわる判断対象と，価値にかかわる判断対象の両者について判断を行わなければならない。現金の総額，発行済株式の総額，買掛金の総額などは，他の分野でも対象とされることのある事実の問題とほとんど同じである。しかし，監査人は，特定の状況にあってどの範囲まで開示を行うことが望ましいか，非経常的な収益について当期の営業収益に含めるべきか特別利益に含めるべきか，類似点と相違点の両方をもつ財務諸表項目について合算するのと別々に表示するのとどちらが望ましいかなどといった，考慮すべき価値的判断対象ももっている。さらに，監査人は，個々の監査人としてのレベルで価値的判断対象をもっているのと同様に，職業的専門家としての価値的判断対象ももっている。個別の監査業務によって個々の監査人に対して価値的判断対象が提起されるだけでなく，不正の摘発に対して負うべき責任の範囲，開示の程度が有益でなく有害となる段階，経営アドバイス業務の実施における独立性の義務づけなど，職業的専門家全体として対処しなければならない価値的課題も提起される。

監査人は，たとえば，財務諸表項目の実在性，網羅性，権利と義務の帰属，評価の妥当性，期間配分の適切性，表示の妥当性などを監査要点とし，立証手続を行う。この立証手続の過程において判断を行うが，「資産は実在するかどうか」，「資産は網羅的に計上されているかどうか」，「資産にかかわる権利は被監査会社に帰属するかどうか」というような判断を行う。このとき立証の対象となっているのは「資産は実在する」，「資産は網羅的に計上されている」，「資産にかかわる権利は被監査会社に帰属する」という事実であるから，この場合の判断は事実判断に該当する。

「資産の評価は妥当かどうか」，「減価償却費の期間配分は適切かどうか」，「表示は妥当かどうか」という判断については，「妥当」，「適

13) *Ibid.*, p.22. マウツ＆シャラフ前掲書 30頁

図２　原則主義と規則主義の相違②　―監査人の事実判断と価値判断の軽重の違い―



切」というような価値的表現が用いられていることから価値判断であると思われがちである。だが，「妥当性」，「適切性」について基準が定められていて，基準への準拠性が立証の対象となっているのであれば，やはり，「資産の評価の方法は会計基準に準拠しているかどうか」というような事実判断に該当する。

では，価値判断の対象とはなにか，という問題になるが，事実について「べきか」を問えば，それがすべて価値判断となる。マウツ＆シャラフは事実判断と価値判断とでは対象が異なると考えているようであるが，実はそうではなく，「資産の実在」や「資産の評価の妥当性」についても「資産は実在していると認識するべきかどうか」，「資産の評価は妥当と認めるべきかどうか」というとき，またその判断の結果によって利害関係者の利害に重要な影響を及ぼすことになる場合，これが価値判断となる。事実判断と価値判断の違いは，対象の違いによって生じるものではなく，問い方の違い，問う者の意識の違いによって生じるものである。したがって，事実判断と価値判断は，つねに峻別が可能なわけではなく，同じ対象に対しても状況によって事実判断が求められるだけであったり，価値判断が求められることがあったりする。ここに判断の難しさの原因が存在し，これまで監査論において価値判断に関する研究が回避されてきた理由の１つとなってきたと思われる。

なお，原則主義アプローチにおいては，監査人の判断は，事実判断に対するよりも価値判断に重きをおかれるようになる。かつては，財務諸表の規制においては法規も会計基準も成文化されたものはほとんど存在せず，財務諸表作成における「べきか」に関わる問題は，監査人の価値判断に委ねられていた。その後，成文化された法規や会計基準の設定が行われることで，その価値判断が法規や会計基準の設定の場に移されることになった。資本市場の拡大化にともなって財務諸表の情報としてのニーズが高まり，統一化，比較可能化が要求されるようになったためである。その結果，監査人が監査の現場で行う判断は，事実判断に純化された。

ところが，その法規，会計基準の設定の場における価値判断の結果や選択された価値観が，法規，会計基準が適用される現場において反映されなくなってきた。そのことが，そもそもの問題であり，原則主義アプローチが求められるようになった理由である。そして，原則主義アプローチによって，ふたたび，価値判断が監査の現場に戻されることとなったのである。

(3)　監査人の価値判断手続

監査人のとるべき価値判断手続について，マウツ＆シャラフは，つぎのような手続を提示している[14]。

① 判断対象の認識。
② 判断対象の明確化。
③ 選択可能な解決策の設定。
④ 選択可能な解決策の評価。
　a．類似する判断対象に関する過去の経験との照合による評価。
　b．選択可能な解決策ごとの帰結の推測による評価。
　c．職業的専門家としての役割の観点からの選択可能な解決策の互換性の推測

14)　*Ibid.*, p.34. マウツ＆シャラフ前掲書　45頁

による評価。
⑤ 判断の形成。

マウツ＆シャラフの示す判断手続は，価値判断（問題の解決）にあたって経験が有用であること，経験については，自身の経験に加えて，同業の他者の経験，被監査会社の会計担当者の経験を応用するべきこと，また，価値判断にあたっては，単独の監査人としてだけでなく，職業的専門家としての社会的役割，社会的責任の観点から判断を行うべきこと，さらに「選択可能な解決策の評価」において「帰結」を評価の基準とするべきことを示している点において，一定の評価ができるだろう。

それは，価値観や判断基準が絶対的なものではなく，相対的なものであり，監査人が自分のもっている価値観や判断基準に対して懐疑的でなければならないことを示唆し，懐疑的になるのに際しては職業的専門家としての立場に立って考えるべきことも示し，さらに帰結で判断するという点において倫理学的な認識が見うけられるからである。しかしながら，判断対象の認識や明確化の手続が明らかにされていず，また問題の解決という倫理的判断対象の一側面にしか着目していない点で不備がある感は否めない。

価値判断手続に相当する倫理的意思決定モデルとしては，ハロルド・Q・ランジェンダーファ（Harold Q. Langenderfer）とジョアンヌ・W・ロックネス（Joanne W. Rockness）によって以下に示すモデルも提案されている[15]。

① 事実を認識する。
② 倫理的問題を認識し，関係する利害関係者を特定する。
③ その状況に適合する規範，原則，価値観を特定する。
④ とるべき行動の選択肢を判断する。
⑤ 規範，原則，価値観と一致する最善の行動を決定する。
⑥ 選択可能な行動の帰結を評価する。
⑦ 適切であるならば，信頼のおける人と行動の選択肢について大所高所からの見識をえるために相談する。
⑧ 適切な行動を行うための意思決定を行う。

この倫理的意思決定モデルは，マウツ＆シャラフの示す価値判断手続を一歩推し進めたものとはなっているが，最善の行動を決定するための判断基準となる規範，原則，価値観については，何ら指針が示されていない点において，依然として不十分さがある。この不十分さを解決するためには，応用倫理学の力を借りるしかない。

応用倫理学の分野では，価値判断手続，倫理的意思決定を考えるアプローチとしては，一般的に，①功利主義（Utilitarianism），②義務論（Deontology），③美徳論（Virtue Theory）の３つの立場からのアプローチが提唱されている。なかでも，英米においてもっとも重視されているのは功利主義である。この功利主義による判断は，つぎのような手続をたどる[16]。

① 評価の対象となる行為を正確に示す。
② その行為によって，直接的または間接的に影響を受けるすべての人々を把握する。
③ 他の事項よりも支配的で明らかに優先すべき重要事項がないかを検討する。
④ その行為にかかわる，その行為によって直接的に影響を受ける人々に対する，すべての良い結果，悪い結果を推定する。適切と思われる範囲で将来における可能性も考える。想像力をもって，さまざまな結果を考え，その結果の発生する可能性も考える。

15) Harold Q. Langenderfer and Joanne W. Rockness, 'Integrating Ethics into the Accounting Curriculum, Issues, Problems, and Solutions', *Accounting Education* 4 (1), 1989, p.67.

16) Richard T. De George, *op.cit.*, p.72.

⑤ 善悪などのそれぞれの価値について，その量，持続期間，関係の遠近，豊かさ，純粋さ，それら価値の相対的な重要性などを考慮して，良い結果の総計と悪い結果の総計とを比較する。

⑥ 必要ならば，間接的に影響を受ける人々や，全体としての社会に関して，同様の分析を行う。

⑦ すべての良い結果，悪い結果を合計する。その行為が悪よりも善を多く生み出すのならば，その行為は道徳的に正しく，善よりも悪を多く生み出すのならば，道徳的に誤っている。

⑧ 単純にその行為を行う，行わないとするのではなく，想像力をもって，他の異なる選択肢を探り，それぞれの選択肢に対して同様の分析を行う。

⑨ 異なる行為の結果をそれぞれ比較する。行為の選択肢のなかで最大の善を生みだす行為（もし悪よりも多い善を生み出す行為がない場合は，最小の悪を生み出す行為）が，道徳的に正しくて行うべき行為となる。

功利主義は，別名，帰結主義（Consequentialism）ともいわれ，行為の帰結，結果の善悪によって，その行為の善悪を判断する考え方である。また，個々の行為の帰結の善悪から行為の善悪を判断しなければならないのでは，事前に行為の善悪を意識することができないことから，それぞれの行為の帰結の一般的傾向から，行為の善悪を判断する規則を形成し，規則に基づいて行為の善悪を判断する規則功利主義（Rule Utilitarianism）という考え方がとられる。

以上，３つの種類の価値判断手続を示してみたが，残念ながら，これら３つの価値判断手続が，ある会社を子会社と見なして連結対象に含めるべきかどうか，というような判断に対して適用できるかというと，まだまだ検討の余地が大きいように思われる。また，ここに示したものは，価値観，判断基準の選択手続にとどまり，価値観，判断基準そのものの規範を示すには至らなかった。それを行うことが可能になるためには，価値判断にかかわる監査人たちの経験が多く積み重ねられていかなければならない。ただし，価値判断手続の規範を，臨床的にではなく理論的に求めることがまったく不可能であるかというと，そうでもなく，他の分野において先進的に行われている職業的専門家の価値判断手続に関する研究を応用することによって導き出すことは可能であると思われる。だが，その実践は，別の機会にあらためて行おうと考えている。

むすび

近年における監査論の研究では，監査人の判断のうち事実判断だけに研究対象を収れんさせて科学化，理論的精緻化が推し進められてきた。本稿では，そのような監査人の判断の研究の傾向に，あえて逆らい，監査人の価値判断という問題に取り組んでみた。財務諸表規制における規則主義アプローチから原則主義アプローチへの転換は，規制にともなって要求される価値判断が行われる場が，会計法規設定の場から監査の現場に変わり，監査人が価値判断をしなければならない機会，状況が増えると考えたためである。

価値判断は，事実判断とは異なり，論理学や統計学の応用では理論的規範をもたらすことができない。価値判断は，まさに倫理の問題であり，倫理学の応用によってのみ理論的規範をもたらすことができる。ところが，監査論において倫理というと，とかく倫理規則の問題であると考えられがちである。また，価値観や判断基準には絶対的なものがあり，それを監査人に認識せしめるのが倫理の役割であるとも考えられがちである。それらが，監査人の価値判断の研究を推し進めるうえでの最初の障害となった。

監査人の団体に倫理規則があり，それが遵守されているという状態は，単に監査人に監査人としての判断能力があることを示しているのにすぎない。判断能力のある監査人が，正しい価

値判断を行うかどうかは，また別問題である。また，監査においても価値観や判断基準は絶対的なものではない。倫理というのは，自分の価値観や判断基準が正しいかを懐疑的に見る力であって，その手続が，価値判断においてはまさに焦点となるのである。

したがって，判断能力のある監査人が正しい価値判断を行うための手続を導き出すことに，本稿執筆のねらいがあったが，正直なところ，とても残念なことではあるが，それが成功したとは思わない。監査人の価値判断というものを取り上げた文献が少ないので，文献学説研究という方法では，おのずと限界があった。しかし，それが不可能だとは思っていない。今後も，引き続き挑戦を行っていく。

（受理　2007年10月23日）